

第三者行為による傷病届の提出について

交通事故や飼い犬に咬まれる等、第三者（相手）による怪我により保険診療を受ける場合は届出が必要となります。

申請用紙に必要事項を記入し、事業所健保担当者を経由してご提出ください。

1. 提出書類

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 第三者行為による傷病届（その1・その2） | (4) 同意書 |
| (2) 事故発生状況報告書 | (5) 誓約書 |
| (3) 念書 | |

なお、事故証明書（自動車安全運転センター発行）および示談が終了している場合は示談書の写しを併せてお送りください。

2. 第三者行為の取り扱いについて

第三者の行為によるけがの場合は、健康保険組合に届けを提出することにより、健康保険で治療を受けることができます。

ただしこの場合、健保組合で医療費を一時的に立替るだけで、治療が終了した後、第三者（相手）の過失相当分の医療費を、本人や家族に代わり第三者（相手）に損害賠償請求することになります。

3. 提出上の注意事項

- (1) 届は本人または家族が、第三者の行為（交通事故など）で負傷し健康保険で治療を受けることとなった場合、速やかに提出してください。
- (2) 業務遂行中（仕事中の運転や歩行）や通勤の行き帰りに起きた交通事故などは、被害者、加害者、自損単独事故に関わらず健康保険での治療はできませんので、必ず医師に申し出てください。（自動車賠償保険または労災保険の適用となります。）
- (3) 記載する住所、連絡先については、必ず連絡が取れるところを記載ください。
また、記載内容に変更があった場合は速やかに届け出てください。
- (4) 提出書類で提出に時間のかかる書類がある場合は、健康保険組合へ連絡をしてください。

《お問い合わせ先》

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号

TEL 092-726-1605

FAX 092-726-1740

九州電力健康保険組合（第三者傷害担当係）